

使用電力状況報告書の記載に関する Q&A

1. 報告について

問 1 - 1 常時使用電力が500kW未満の契約であって自家発補給契約の使用により500kWを超過する大口需要家が、基準期間内に自家発補給契約を使用しなかった場合は、最大使用電力が500kWを超えていないのですが、使用電力状況報告は必要ですか？

(答)

使用制限期間中に、使用した電力が500kW未満の場合は、使用電力状況報告は不要です。

問 1 - 2 使用制限の対象となる9時から20時までの時間帯には「使用できる電力の限度」を超えていないが、20時以降9時までの間、又は休日に「使用できる電力の限度」を超えたため、検針票では「使用できる電力の限度」を超過した数値になっている場合、どのように報告したらよいですか？

(答)

検針票で「使用できる電力の値」を超過している場合には、使用制限の対象となる9時から20時までの時間帯に「使用できる電力の限度」を超過していない場合であっても『電力使用状況報告書に係る記載マニュアル』に記載するパターン②で報告書を作成してください。

問 1 - 3 電力使用状況報告書に電子媒体の添付は必要ですか？

(答)

『電力使用状況報告書に係る記載マニュアル』に記載するパターン①の場合は、電力使用状況報告書の紙媒体に検針票等の写しを添付していただければ電子媒体の提出は不要です。

パターン②の場合は電子媒体（CD-R等に保存）を必ず御提出下さい。

問 1 - 4 報告書の提出を電子メールで行うことは可能ですか？

(答)

紙媒体、電子媒体（CD-R等に保存）のいずれも郵送（あるいは持ち込み）にて御提出下さい。

なお、電子媒体の提出の可否については『電力使用状況報告書に係る記載マニュアル』P. 8～10に記載する「具体的な提出書類について」を御確認下さい。

問 1 - 5 報告書の受領印をいただくことは可能ですか？

(答)

返信用の切手と封筒を同封いただければ、受領印を押印のうえ、返送いたします。

問 1 - 6 『電力使用状況報告書に係る記載マニュアル』 P. 8 ~ 10 に記載する「検針票の写し等」として、検針票以外に何が認められますか？

(答)

電力会社から送られてくる使用実績表が認められます。

2. 表紙 (Word 形式) について

問 2 - 1 報告者は担当者名でよいのでしょうか？

(答)

電気事業法第 27 条に基づく電力使用状況の報告であるため、電力使用制限の対象である大口需要家の代表者から経済産業大臣宛に報告をする必要があります。原則として、代表者の氏名を記載、代表者印を押印して提出してください。

なお、代表者からの委任状がある場合には、担当者名で報告書を提出していただくことも可能です。

問 2 - 2 『電力使用状況報告書に係る記載マニュアル』 14 ページの表紙 (Word 形式) の記載項目について教えてください。

(答)

「需要設備の用途」については、例えば、「〇〇の生産設備」や「一般事務所ビル」など設備の使用用途を記載してください。

「電力の制限が実施される期間及び時間における指定契約電力」については、経済産業省から通知された値ではなく、使用制限期間の電力会社との契約電力を記載してください。

問 2 - 3 様式第 6 表紙の「規則第 3 条第 2 項又は同条第 4 項の規定に基づき指定を受けた際の通知書の文書番号」の欄には何を記載するのでしょうか？

(答)

関東経済産業局と東北経済産業局では文書番号が異なります。

下記の例を参考にしてください。

(関東経済産業局) 23 関電資共第〇〇〇〇〇号

(東北経済産業局) 平成 23 ・ 〇〇 ・ △△ 東北第〇号

3. 個別表及び総括表 (Excel 形式) について

問 3 - 1 エクセル表の需要設備番号記入欄に入力制限がかかっていますが、どうしたらよいのでしょうか？

(答)

Excel の需要設備番号記入欄に半角入力の入力制限がかかっています。

需要設備番号は半角で入力してください。

問3-2 実量制契約を締結していますが、様式第5『電力使用状況報告書に係る記載マニュアル』15ページの様式第5（Excel形式）の記載項目について教えてください。

（答）

実量制契約の場合、「指定する電力の値」は、当月から2ヶ月前の契約電力の値になります。また、「使用できる電力の限度」は、「指定する電力の値」に使用制限率を乗じた値になります。

7月分の報告書を提出いただく際には、当月の2ヶ月前である5月の契約電力の値が「指定する電力の値」になり、8月分の報告書を提出いただく際には、当月の2ヶ月前である6月の契約電力の値が「指定する電力の値」になります。

「使用できる電力の限度」は上記の「指定する電力の値」に使用制限率を乗じた値になります。

問3-3 実量制契約を締結しており、検針日が毎月20日です。この場合、使用状況報告書の提出期限はいつになりますか。また、「使用できる電力の限度」はどのように計算すればよいでしょうか？

（答）

1回目の報告期限は7月20日の検針日から起算して15日後の8月4日となり、7月1日から7月19日分を御報告いただくこととなります。

「使用できる電力の限度」は、5月1日から5月19日までの期間における契約電力の値に使用制限率を乗じた値になります。

また、2回目の報告期限は8月20日の検針日から起算して15日後の9月4日となり、7月20日から8月19分を御報告いただくこととなります。

「使用できる電力の限度」は、5月20日から6月19日までの期間における契約電力の値に使用制限率を乗じた値となります。

問3-4 実量制契約と自家発補給契約(300kW)を締結しており、自家発電設備が停止したため自家発補給契約分の電気も使用しました。この場合、様式第5の「2 電力の制限の状況」はどのように記載すればよいでしょうか？

(答)

この場合、「指定する電力の値」は、当月の2月前の契約電力の値に自家発補給契約の契約電力である300kWを加算した値となります。また、「使用できる電力の限度」は、上記「指定する電力の値」に使用削減率を乗じた値となります。